

大型特殊自動車を所有されている方へ

【固定資産税(償却資産)申告のお願い】

大型特殊自動車に該当する建築機械等を所有されている方は、償却資産として固定資産税が課税されます。鉢田市内に償却資産を所有している方には、毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告していただくことになっています。

【**償却資産とは**】

償却資産とは、会社(法人)や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。車両の中では、大型特殊自動車が償却資産(固定資産)の対象となりますので、所有されている場合には陸運局への登録の有無にかかわらず申告が必要です。

【**大型特殊自動車とは**】

下記の表に記載されている要件に該当する車両は「大型特殊自動車」となります。主に建設等のための機械として車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となってはいますが、自動車税の課税客体ではなく償却資産(固定資産税)の対象となります。

▼道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件
建設等用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイペー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	<u>下記の条件を1つでも満たすもの</u> ①自動車の長さ 4.7mを超えるもの ②自動車の幅 1.7mを超えるもの ③自動車の高さ 2.8mを超えるもの ④最高速度 15km/h を超えるもの
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度 35km/h 以上のもの ※車両サイズ・排気量の基準なし
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記のものはすべて対象

※ 上記の大型特殊自動車の基準を超えないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行の有無にかかわらず軽自動車税の対象になります。税務課で車両を登録してください。

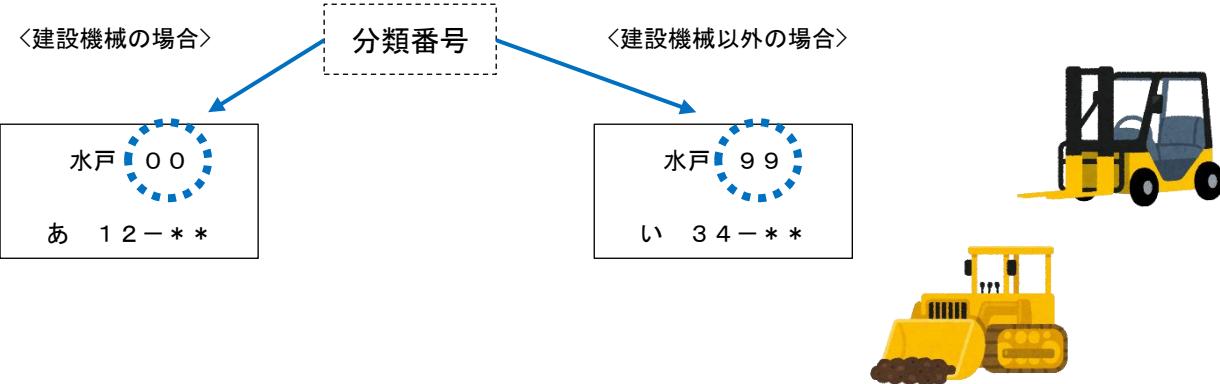
※ 農耕作業用の乗用でないもの(歩行型農作業機等)は、償却資産の対象になります。

【参考】大型特殊自動車の分類番号

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の分類番号は以下のとおりです。

分類番号	種類
0、00～09、000～099	建設機械に該当するもの（機械及び装置）
9、90～99、900～999	建設機械以外のもの（車両及び運搬具）

（例）



申告について

毎年1月1日現在に、鉾田市内に償却資産を所有されている方が納税義務者となります。1月1日現在の償却資産の状況を、1月31日までに税務課へ申告をお願いします。（過去に取得したもので未申告の資産がある場合は、速やかにご申告ください。）

申告書の提出先及びお問い合わせ先

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市総務部税務課 固定資産税係

開庁時間 8:30 ~ 17:15（土・日・休祝日、年末年始 12/29~1/3 は除く）

電話 0291-36-7454（直通）

※ 償却資産についての詳しい内容は「固定資産税【償却資産】申告の手引き」をご覧ください。



◆ 鉾田市公式 HP でご確認いただけます。

Q & A

Q. フォークリフトなどの大型特殊自動車は、償却資産として申告をする必要がありますか？

A. 申告する必要があります。

自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車については、二重課税を避ける趣旨で固定資産税（償却資産）の課税客体から除くこととされています。

しかし、大型特殊自動車については、その用途の特殊性等から自動車税の課税客体から除かれているため、二重課税とはならず、固定資産税（償却資産）の課税客体となります。